

四、戦時下の三高

◆戦時体制と「思想善導」

一九三一（昭和六）年の「満州事変」を契機に、わが国の軍部や政府は中国大陸への侵略を正当化して挙国一致体制の完成をめざすようになりました。この時期、文部省内に設置されていた学生思想問題調査委員会が学生生徒の「左傾」化の原因と対策についての答申をまとめ、「マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、有力なる研究機関を設けること」を提案しています。これをうけた文部省は、ただちに国民精神文化研究所を設置するとともに、各地方に日本精神を研究・講習する国民精神文化講習所を設置させ、国民の思想統制を図るようになりました。また、一九三六年に文部省思想局は、高等学校生徒の「思想善導」を目的として一九三〇年から実施していた特別講義を「日本文化講義」として拡充強化する措置を行いました。この日本文化講義は、「広く人文ノ各方面ヨリ日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本独特ノ学問、文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シムル」ことが目的とされました。

文部省の直轄学校である第八高等学校や名古屋高等商業学校では、一般の学科目に準じて年間五回計一〇時間の日本文化講義を行い、講義終了後は文部省に遅滞なく報告を行うこととされています。八高の場合、日本文化講義は一九三六年度に三回、一九三七年度に五回、一九三八年度に四回、一九三九年度に四回、一九四〇年度に三回、一九四一年度に三回がそれぞれ行われました。

◆ 学徒動員

戦時体制の下では、働き盛りを迎えた青年・壮年男子の労働力が軍隊に動員されるため、不足した労働力の補給源として学生・生徒への勤労働員（学徒動員）が行われました。一九三八（昭和一三）年六月に「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が通牒されて中等学校以上の学生・生徒の集団的勤労作業が初めて実施されています。当初は夏休みの期間に三日または五日という規模で実施された勤労作業でしたが、翌年に「漸次恒久化」の方針が出されて一九四一年の時点では通常の授業に振り替える形で年間三〇日以内の勤労作業が行われるようになります。なお、こうした学徒動員は次第に動員期間が延長され、一九四三年には「在学期間中一年二付概ネ三分ノ一相当期間」とされ、一九四四年以降は「原則トシテ中等学校程度以上ノ学生生徒ハ総テ今後一年、常時コレヲ勤勞其ノ他非常任務ニ出動セシメ得ル」こととされました。

第八高等学校での集団的勤労作業は、一九三八年八月二七日から三日間の日程で行われました。八高の全校生徒は毎朝六時半に集合して「国旗掲揚、君ヶ代奉唱、皇居遙拜、校長の訓示など厳粛な式」を行った後に、第一学年が千種陸軍兵器廠での雑役労働、その他の学年が校内での土運びや草取り労働を行ったとの記録があります。

◆勤労作業のための学徒海外派遣

一九三九（昭和一四）年の七月～八月、全国二三四校の大学・高等専門学校などの学生・生徒約三六〇〇名で組織された興亜青年労働報国隊学生生徒隊が、勤労作業のために「満州」その他の中国各地に派遣されました。

この報国隊には八高からも近藤康信教授と生徒五名が参加しました。これらの参加者は、事前に茨城県内の訓練所で特別訓練を受けたのち七月二〇日きゅうじょうに宮城・明治神宮の参拝を済ませて派遣地へ出発しています。

このとき教官として参加した近藤教授は、のちに学徒海外派遣について「第一回の学生海外派遣は、…（略）…無謀とも云うべき杜撰な計画で行われた。かけた費用は莫大であつたろうが、それを償うほど労力が役に立ったかどうかは不明で、これも恐らく学生の時局認識を促す手段として行われたのであろう」と回顧しています。

◆出陣学徒壮行会

一九四三（昭和一八）年一〇月、それまで特権的に認められていた学生・生徒の徴兵猶予の措置が全面的に取り消されることになりました。これによって二〇歳をこえた学生・生徒は、ただちに徴兵検査を受けて一二月一日（陸軍関係）および一二月一〇日（海軍関係）に入営することが命じられたのでした。ただし、理工系の学生については、同年十一月一三日の陸軍省令によって、修学継続のための入営延期が認められました。

同年一〇月、東京の明治神宮外苑競技場で文部省主催の出陣学徒壮行会が開催されました。当日、八高の生徒は学校の運動場でラジオ放送による出陣学徒壮行会を体験したとされています。実際の八高における出陣学徒壮行会は、翌月の十一月二〇日に行われました。壮行会の当日は、授業を二時間行つたのちに講堂で二年生入隊者への仮卒業証書授与式が行われ、その後運動場で壮行式が行われました。また式後、武装行進で熱田神宮に参拝し、全員が堵列とくれいして着剣執銃する前で校長が武運長久の祈願文を読み、宮司からの激励を受けたのち夕方に学校へ戻つたとされています。

◆修業年限の短縮

一九四一（昭和一六）年一〇月、勅令第九二四号「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨

時短縮ニ関スル件」が公布されました。これは、大学学部 of 在学年限や大学予科・高等学校高等科・専門学校・実業専門学校 of 修業年限を当分の間、それぞれ六ヶ月以内で短縮することを定めたものでした。

実際に一九四二年度には六ヶ月間の繰り上げが実施され、第八高等学校 of 修業年限も二年半となりました。さらに、一九四三年度には高等学校令が改正され、修学年限はさらに六ヶ月短縮されて高等学校 of 修業年限は二年間とされました。

こうした二度にわたる修業年限の短縮措置にもなつて学年暦にも変更が加えられ、授業日数の減少を最小限にとどめるため、従来の二期制が三期制（第一期は4/1～8/20、第二期は8/21～12/31、第三期は1/1～3/31）へと変更され、夏休み期間も一ヶ月に短縮されています。

◆空襲による被災

当時、軍需産業の中心地でもあつた愛知県では、一九四四（昭和一九）年末から繰り返されるようになった空襲によつて名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市などの市街地を中心にきわめて大きな被害を受けました。

この頃、第八高等学校の生徒は勤労働員として軍需工場等での勤労作業を行っています。一



戦災後の八高正門付近（1945年、『わが友 若き旅人よ』より）

九四四年一二月の頃は、第二学年・第三学年の生徒全員が市内の軍需工場で作業を行い、第一学年の生徒は交代で三重県内の高原地で馬鈴薯栽培作業を行っていました。

一九四五年三月一二日、八高はB29の焼夷弾攻撃によって炎上しました。これは、全国的にみても高等学校では「第一着の戦災学校」であったとされています。このときのようすは次のように伝えられています（作道・江藤編『伊吹おろしの雪消えて』）。

学寮に居合わせた人員は勤労働員出動中とあつてわずかに数名、北教室あたりより火を発しみるみるうちにひろがり構内のすべてをくれないに包んだ。かけつけた教職員、生徒、町内の人びとも、炎上する八高を目前にしてなすすべも

知らず、わずかに南寮、体育館を守るのが精いっぱいの有様であった。翌日になり屋根から入った火のため図書館が燃えだし、書庫は二日間にわたり燃え続けた。

この後、八高は同月一九日と二五日にも空襲によって被災しました。そして最終的に学校の敷地内で焼け残ったものは学寮の南寮・柔道場・集会所・病室と体育館だけでした。なおその間、二〇日には焼け残った体育館で、校旗も卒業証書もない形だけの卒業式(第三六回)が行われています。